コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　GMO Internet, Inc.

最終更新日：2015年6月19日
GMOインターネット株式会社
代表取締役会長兼社長グループ代表 熊谷正寿
問合せ先：グループ総務部 03-5456-2731
証券コード：9449
http://www.gmo.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

GMOインターネットグループは、「すべての人にインターネット」という経営理念に基づき、新たなインターネットの文化・産業とお客様の笑顔・感動を創造し、社会と人々に貢献することを使命としております。また、当社グループの事業活動における基本原則を明らかにするため、創業の精神として掲げるスピリットベンチャー宣言を定款に明記いたしております。
こうしたなか、株主の皆様や債権者をはじめ、お客様、取引先様、従業員をはじめとする皆さまから信頼され、期待にお応えするために、「コーポレート・ガバナンス」を重視し、経営における健全性と透明性を高めつつ、機動的な経営意思決定と適正な運営に取組み、企業価値の継続的な向上を目指しております。
当社グループでは、各社の独立性を尊重しつつ、グループの行動規範を制定し、取締役、監査役、従業員は、法令、社会規範、倫理などについて継続的な意識の維持・向上を図っております。
また、当社の部門責任者およびグループ会社の役員から構成される幹部会議を原則毎週開催し、各事業の状況把握に加え、管理体制の確認や情報の共有などをグループ横断的に行うことで、グループガバナンスの強化に努めています。
当社の監査役総数は4名であり、うち3名を社外監査役とすることで客観性の確保に努め、監査役による十分な監視機能が発揮できる体制としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社熊谷正寿事務所	34,516,600	29.30
熊谷正寿	18,033,411	15.31
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	5,710,700	4.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,128,000	2.66
SAJAP	2,132,800	1.81
THE BANK OF NEW YORK 133524	1,850,700	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,637,400	1.39
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,228,500	1.04
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1,193,900	1.01
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT ー CLIENT ACCOUNT	1,143,600	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩倉正和	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩倉正和		―――	弁護士である岩倉正和氏は、弁護士としての専門的見地と、これまでの経験から、当社の取締役の職務執行を監督するために適任であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査は、有限責任監査法人トーマツが監査を実施し、主要な子会社についても同監査法人が会計監査を行っております。
監査役と会計監査人は、半期ごとに会合を開催しています。この他必要に応じ、随時意見交換を行っています。
また、グループ内部監査室とは、常勤監査役が、原則毎月内部監査の状況などについて、報告および情報交換を図る連携体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
郡司掛孝	税理士													
小倉啓吾	公認会計士													
増田要	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
郡司掛孝	○	―――	税理士である郡司掛孝氏は、税理士としての専門的な見地と、これまでの経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適任であります。
小倉啓吾	○	―――	公認会計士である小倉啓吾氏は、公認会計士としての専門的見地と、これまでの経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適任であります。
増田要	○	―――	弁護士である増田要氏は、弁護士としての専門的見地と、これまでの経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプションとしての新株予約権の発行など、状況に応じて、業績向上へのインセンティブを高める施策について、引き続き検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を有価証券報告書・営業報告書(事業報告書)において、開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成26年12月期に取締役(13名)へ支払った報酬は、471,616千円であります。
取締役の報酬決定については、各取締役が毎年、業績目標と企業価値向上に向けた取組み課題目標を設定し、その結果に応じて、取締役報酬の限度額内において、自動的に報酬が決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は他の取締役への情報伝達と同様に取締役会事務局(グループ総務部)が担当しており、社外監査役に対する情報伝達は監査役室が担当しております。
必要な情報の伝達や、万が一重大な事項が発生した場合、速やかに連絡する体制を整えております。
また、取締役会の連絡につきましては、会日の3日前までに招集通知および資料が届く体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会
取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、重要な財産の取得および処分などの経営の重要事項の決定と、当社の各事業およびグループ会社の状況と業務執行の監督を行っております。また、当社グループの機動的な経営を実現し、競争力を維持・強化するために、経営会議を設け、取締役会の意思決定を要する事項の事前審査を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社およびグループ各社に関する重要事項の決定を行っております。

(2)取締役の指名
取締役の指名ならびに報酬決定などについては、各取締役の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めています。
また、取締役の指名については、目標達成評価だけでなく、取締役、監査役、当社幹部社員、グループ会社役員などの関係者による無記名式360度評価アンケートを実施し、取締役としての資質、態度、管理能力などの多面的な評価も実施し、これらの評価結果を総合的に勘案し、選任しています。

(3)監査役会
各監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、各監査役が業務執行の全般にわたり、方針、計画、手続の妥当性や業務実施の有効性、法令遵守状況等につき、取締役会および経営会議への出席、重要な書類の閲覧、グループ会社の調査等を通じた監査を行い、監査役会に報告しております。監査役監査を補佐する為に、監査役直属の監査役室を設置し、社長直属のグループ内部監査室や会計監査人と連携を取り、監査体制を強化しております。
また、監査役会は、会計監査人から監査の方法と結果につき報告を受けるとともに、グループ内部監査室の監査方法と結果についても報告を受けております。

(4)グループ内部監査室
当社は、社長直属の組織としてグループ内部監査室を設置しており、当社ならびグループ会社について、継続的な内部監査を行っております。
グループ内部監査室は、業務全体にわたる内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的助言、勧告を行っております。

(5)会計監査人
当社は、金融商品取引法に基づく会計監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しています。平成26年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松野雄一郎

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩村　篤

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、ガバナンス体制を構築しております。
なお、現状は、当社の監査役は4名のうち3名が社外監査役であり、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する監査を行なっております。
また、当社の常勤監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を実施しており、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算であるため、3月の株主総会となっており、6月の総会集中日は回避されています。 また、株主様に参加していただきやすいように、株主総会開催日を日曜日に設けています。
その他	株主総会では、当社グループサービスの特別割引チケットやオリジナルグッズなどの来場特典を用意しております。 また、ご家族で来場いただくために、託児所を開設しています。 招集通知状では、わかりやすいように、図や写真などを多く挿入しています。また、サイズもコンパクトにし、カラー印刷などにも取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRの専用ホームページにて公表しております。 http://ir.gmo.jp/irpolicy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則四半期毎に、オンラインによる説明会を実施しております。 http://ir.gmo.jp/individual/online-retail_investor/	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。また、個別ミーティングも実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR活動に合わせて、随時更新しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	グループ広報・IR部を設定しております	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「コンプライアンス要綱」を設け、倫理、法令、社会的規範を踏まえて、よりよき社会人、よりよき企業人として、誠実且つ適切な行動を執るための指針を明示しております。また、「情報安全十ヶ条」、「コンプライアンス十ヶ条」を作成し、携帯するようにしております。 また、「グループ法務部」ならびに「グループ会社支援室」をコンプライアンスに関する研修や注意喚起を実施し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、コンプライアンス経営の強化に取組んでいます。 万一、不正行為を発見した場合に備え、ヘルプライン制度を設け、相談・通報体制を運用しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では株主様、投資家様、お客様、従業員をはじめとする皆さまに対し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の発信に努めております。一部の特定の方に対しのみ、特定の情報を提供するようなことはありません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社では、文書管理規程および情報セキュリティーポリシーに基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的情報により電磁的に記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとに同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理および保管を行います。
監査役およびグループ内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧および謄写を行うことができます。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社では、リスク管理に関する規定を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。
また、当社では、取締役を構成員（監査役は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議する経営会議を設置しており、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めております。
更に、「リスク管理委員会」を設置して、当該会議体を、原則、毎月開催することにより、当グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社では、各取締役の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするために、平成14年3月26日より、取締役の任期を1年と定め、毎年取締役一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その職務執行の効率性を向上させております。
定例の経営会議および幹部職会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証しております。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、培ってきたマインドを「スピリットベンチャー宣言」として共有して企業活動の原点として遂行し、また、「コンプライアンス要綱」を制定し法令・社会倫理を遵守し、コンプライアンスの体制の確立を確保します。
経営意思決定ならびに職務執行の報告の場である取締役会および経営会議においては、全ての議題に監査役の意見を求め、適法性の確認を行っております。
従業員に対しては、「コンプライアンス研修会」を開催し、また、「GMOヘルプライン制度」を設け、相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。
さらに、「グループ内部監査室」は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて監査を実施しております。

5. 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社では、当社企業グループ全社の社長を含めた、幹部職会議を原則毎週開催し、当社企業グループ各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っています。
当社企業グループ各社には、当社より取締役若しくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、関係会社管理規程に定める一定の重要な意思決定事項については、予め当社取締役会または経営会議に報告することにより、企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。
また、グループ各社にコンプライアンスについて指導を行い、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、グループ全体としてのコンプライアンス経営の強化に取組んでいます。
さらに、「グループ内部監査室」を設置し、当社企業グループ各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。
なお、前記「リスク管理委員会」が、原則、四半期に1回、グループのリスク管理状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正を確保するよう努めております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在当社では、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な監査役スタッフを配置しています。

7. 前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号の使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の職務を補佐する使用人に対する指示の実効性を確保しています。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社では、監査役スタッフの独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることとします。

9. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制
当社では、監査役が取締役会はもとより経営会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しています。
当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査役に報告することとしています。
また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査ならびにグループ内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築しています。

10. 子会社の取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制
当社では、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介してまたは直接に、当社の取締役、監査役、使用人等に報告することができる体制を整備することとしています。

11. 前2号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
(1)監査役は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととします。
(2)監査役は、報告した使用人の移動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

12. 当該監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用

等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打ち合わせを設けています。
また、会計監査人ならびにグループ内部監査室とも定期的に打ち合わせを設けています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、利用しないことを基本方針としています。また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、平成20年7月に警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しました。特防連にて、開催される研修等に参加し、情報収集を行うほか、顧問弁護士や警察署とも随時連絡を図ります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成18年3月13日開催の取締役会において、いわゆる「事前警告型」の買収防衛策の導入を決定し、平成18年3月以降、毎年開催される定時株主総会にて選任される取締役全員の一致により、本防衛策の採用継続を決定しております。
その目的は、大規模買付者による大規模買付行為について、株主様自身による適切な判断を行えるよう、これに必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、これを評価・検証して当社取締役会としての意見を取りまとめて公表することが、株主共同の利益に資するものであると考えております。
また、本買収防衛策の具体的措置の発動その他については、取締役会による恣意的な判断を防止し、その判断の合理性・公平性を担保するために、特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置を発動することを定めており、取締役会の地位の維持を目的とするものではないと考えております。
なお、対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ（URL：http://www.gmo.jp）に掲載されている平成18年3月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」にて公表しておりますので、そちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――